

橋 い 健 第 423 号
令和 4 年 3 月 28 日

事業者 各位

橋本市 健康福祉部
いきいき健康課長

介護予防・日常生活支援総合事業における対象者の弾力化について（通知）

平素は、本市の高齢福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本日は、件名のとおり、本市において介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と略。）における対象者の弾力化について制度の改正を行いましたので、変更事項についてお知らせします。

事業者各位におかれましては、当該通知をご確認の上、適切に対応をお願いしたく、従事者等への周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、総合事業における対象者の弾力化については、総合事業を実施する市町村ごとに対応が異なることを念のため申し添えます。

1. 総合事業における対象者の弾力化について

総合事業を利用できる者は、要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」と略。）と規定されていたことから、要介護の認定を受けた者は、それまで利用していた総合事業のサービスを継続して利用することができませんでした。

しかし、今回の改正に伴い、要介護の認定を受けた者も、要支援者等であった期間に訪問型サービス B、通所型サービス B 又は訪問型サービス D（以下「サービス B 等」と略。）を利用していた場合は、継続してサービス B 等を利用できるようになりました。

今回の改正による規制緩和を総合事業における対象者の弾力化といいます。

2. 対象者の弾力化の対象となるサービス

総合事業における訪問型サービス B 及び 通所型サービス B

総合事業における訪問型サービス D

3. 対象者の弾力化の実施予定日

令和 4 年 4 月 1 日（金）

4. 対象者の弾力化に該当する利用者について

対象者の弾力化に該当する利用者は、次の①から③の全てに該当する者です。

- ①令和4年4月1日以降に要介護の認定を受けた者
- ②要介護の認定を受けた日以前に要支援者等であって、サービスB等を利用していた者
- ③要介護の認定を受けた日以降も継続してサービスB等の利用を希望する者

5. 総合事業の対象者の弾力化に伴うケアマネジメント実施方法の変更について

対象者の弾力化に伴い、ケアマネジメントの実施主体等が変更となる場合があります。

対象者が、引き続きサービスB等のサービス利用を希望する場合は、次のとおり取り扱います。

- ① 要介護の認定を受けた者のうち指定居宅サービス又は指定地域密着型サービス（以下、「介護給付対象サービス」と略）とサービスB等を併用する場合

ケアマネジメント実施主体	指定居宅介護支援事業者
ケアマネジメント種別	居宅介護支援
使用する計画書の様式	居宅サービス計画書 (第2表及び第3表にサービスB等の利用を位置づけること)
介護報酬の請求	居宅介護支援費

※介護給付対象サービスとサービスB等との併用関係については「別紙3」のとおり

- ② 要介護の認定を受けた者のうちサービスB等のみを利用する場合

ケアマネジメント実施主体	橋本市地域包括支援センター
ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメント
使用する計画書の様式	介護予防サービス・支援計画書 (サービスB等の利用を位置づけること)
介護報酬の請求	介護予防ケアマネジメント費

※要介護の認定を受けた者のうち、サービスB等のみを利用する場合は、原則として橋本市包括支援センターで介護予防サービス・支援計画書を作成します。

6. 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書又は介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下、「居宅の届出書」と略）の提出先について

要介護の認定を受けた者のうち、サービス B 等を継続して利用する場合、居宅の届出書の提出が必要となります。居宅の届出書の提出先は、以下のとおりです。

利用者区分	居宅の届出書の提出先	提出物
① <u>要介護</u> の認定を受けた者のうち <u>介護給付対象サービスとサービス B 等を併用する場合</u>	介護保険課	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
② <u>要介護</u> の認定を受けた者のうち <u>サービス B 等のみを利用する場合</u>	介護保険課	介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
③ <u>要支援者等</u> で <u>サービス B 等を含むサービス</u> を利用する場合	いきいき健康課	介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

7. 居宅サービス計画書又は介護予防支援サービス・支援計画書（以下、「ケアプラン等」と略）の作成手順、ケアプラン等の提出及び給付管理について（ケアマネジャー向け）

担当ケアマネジャーは、利用者が、サービス B 等のサービスを希望する場合は、以下の手順を踏む必要があります。

- ①利用者がサービス B 等の利用を希望する旨を聞き取り、ケアプラン等にサービス B 等の利用を位置付ける
- ②サービス B 等を実施する者とサービス利用の連絡調整を行う
- ③ケアプラン等が確定した後に本市のいきいき健康課高齢福祉係及びサービス B 等を実施する者にケアプラン等を提出する
- ④ケアプラン等に基づきサービス B 等のサービスを実施する
- ⑤ケアプラン等の変更があれば、変更する度に②から④を繰り返す（軽微な変更を除く）

※サービス B 等の利用を位置付けたケアプラン等の提出がない場合は、サービス B 等を実施する者は補助金を受領できません。必ずケアプラン等の提出をお願いします。

※新規にケアプラン等を作成した場合又はケアプラン等の変更を行った場合も本市の高齢福祉係及びサービス B 等を実施する者へ当該ケアプラン等の提出をお願いします。

※サービス B 等を実施する者は、国保連合会へ報酬を請求せず、補助金として本市へ実績報告をすることで補助金を受領します。故に、サービス B 等については、給付管理を実施する必要はありません。

※訪問型サービス D を利用する者のケアプラン等を作成する場合に、誤って「福祉有償運送」と位置付けた場合は、訪問型サービス D を利用することができません。（福祉有償運送と訪問型サービス D は別サービスです。）

8. サービス B 等を実施する者について

サービス B 等は、実施者の申請に基づき、本市が「補助対象団体」と決定した者がサービスを実施できます。なお、令和 4 年 3 月 1 日時点の「補助対象団体」は以下のとおりです。

サービス名称	事業者名（団体名）	住所	連絡先
訪問型サービス B	地域福祉 ねこの手	橋本市隅田町中下 2-6	
通所型サービス B	補助対象団体無し	-	
訪問型サービス D	特定非営利活動法人 ささえあい橋本	橋本市市脇 1 丁目 1-6JA 橋 本支店ビル SOH02 階 1 号室	
	特定非営利活動法人 ミリオン	橋本市胡麻生 478	
	ケアセンターおたっしや倶楽部 伊都・橋本事業所	橋本市高野口町伏原 243	

9. 要介護の認定を受けた者がサービス B 等のサービスを利用する場合に係る判断について

原則として、利用者がサービス B 等の利用を希望する場合は、サービスを提供するよう努めてください。

一方で、一人ひとりの状態像は異なることから、適切なサービスを提供することが可能かどうか、利用者をはじめ、利用者の家族、サービス B 等を実施する者、担当ケアマネジャー等で十分に協議したうえで、サービス B 等の利用を決定してください。

10. 具体的なサービスの利用例について

本通知の別添資料「別紙 1」及び「別紙 2」を参照してください。

※なお、この通知は、本市介護保険課及び橋本市地域包括支援センターと協議済みである旨、念のため申し添えます。

具体的なサービスの利用例 【例 1】

・介護給付対象サービス及び訪問型サービス D を利用する A さん (介護認定の更新申請を行った場合)

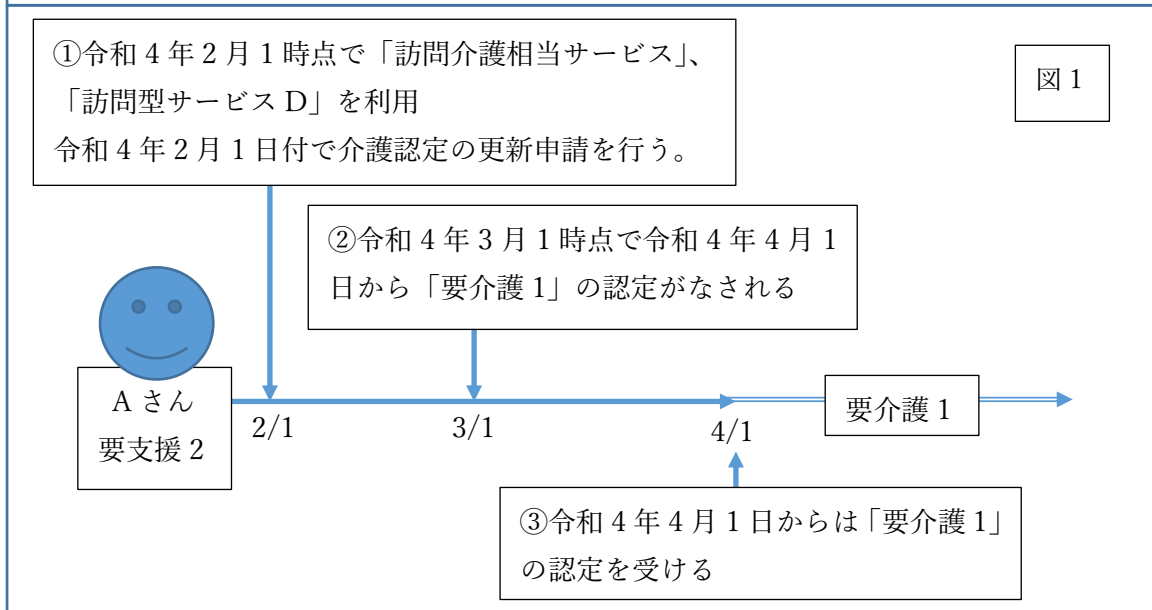
90 歳の A さんは、令和 4 年 3 月 31 日まで「要支援 2」の認定を受けています。

A さんは、令和 4 年 2 月 1 日時点で、総合事業の「訪問介護相当サービス」を週 1 回利用していて、「訪問型サービス D」を通院のため月 1 回利用しています。

A さんは、令和 4 年 2 月 1 日に介護認定の更新の手続きを行いました。

そして、令和 4 年 3 月 1 日に介護保険課から結果通知が届きました。

介護認定の更新結果は「要介護 1」でした。(図 1 を参照)



【A さんが継続して訪問型サービス D の利用を希望した場合の流れ】

- ①A さんは、「要介護 1」の認定を受け、新たに居宅介護支援事業者と契約します。
- ②本人又は担当ケアマネジャーは、介護保険課へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出し、新しい介護保険被保険者証を受領します。
- ③担当ケアマネジャーは、アセスメントを実施します。予防サービス計画を担当したケアマネジャーからの引継ぎ、各サービス事業者との調整、本人・家族等の希望等を勘案し、居宅サービス計画書（原案）を作成します。（ここでは週 1 回の指定訪問介護及び月一回の訪問型サービス D を利用するものとします。）
- ④サービス担当者会議、居宅サービス計画の本人同意を経て、居宅サービス計画が確定します。
- ⑤担当ケアマネジャーは、確定した居宅サービス計画を橋本市いきいき健康課高齢福祉係、訪問介護事業者及び訪問型サービス D を実施する者へ提出します。
- ⑥A さんは、居宅サービス計画に基づいて各サービスを利用します。

具体的なサービスの利用例 【例 2】

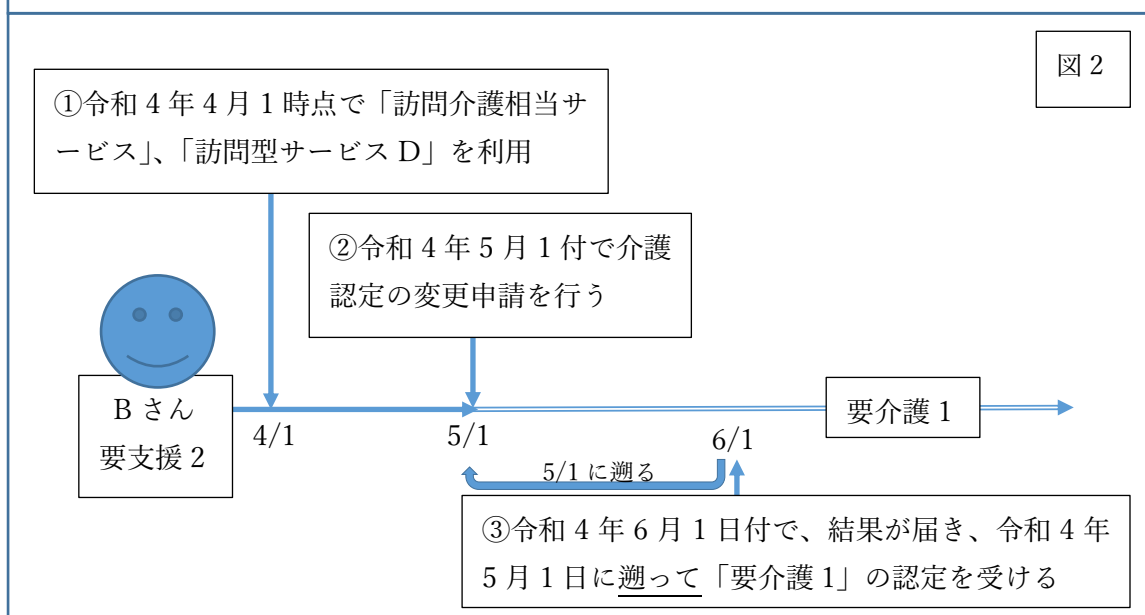
・介護給付対象サービス及び訪問型サービス D を利用する B さん (介護認定の変更申請を行った場合)

90 歳の B さんは、令和 4 年 9 月 30 日まで「要支援 2」の認定を受けています。

B さんは、令和 4 年 4 月 1 日時点で、総合事業の「訪問介護相当サービス」を週 1 回利用していて、「訪問型サービス D」を通院のため週 1 回利用しています。

B さんは、自身の状態の変化から令和 4 年 5 月 1 日に介護認定の変更申請を行いました。そして、令和 4 年 6 月 1 日に介護保険課から結果通知が届きました。

介護認定の変更申請の結果は「要介護 1」でした。(図 2 を参照)



【B さんが継続して訪問型サービス D の利用を希望した場合の流れ】

前提：B さんは変更申請の結果、申請日(令和 4 年 5 月 1 日)に遡及して要介護又は要支援の認定を受けることから、暫定プランを作成する必要があります。

- ①変更申請を行った後に、介護予防支援事業者と居宅介護支援事業者が暫定プランを作成します。(ここでは、週 2 回の訪問介護又は訪問介護相当サービスと週 1 回の訪問型サービス D を利用するものとします。なお、原案作成から計画確定までは、【例 1】と同様です。)
- ②B さんは、暫定プランに基づいて各サービスを利用します。そして、令和 4 年 6 月 1 日付で令和 4 年 5 月 1 に遡及して「要介護 1」の認定を受けた後、暫定プランを居宅サービス計画に置き換え、引き続きサービスを利用します。
- ④居宅介護支援事業者は、確定した居宅サービス計画を橋本市いきいき健康課高齢福祉係、訪問介護事業者及び訪問型サービス D を実施する者へ提出します。

各種サービス及びサービス B 等の併用について（まとめ）

介護給付対象サービス及びサービス B 等の併用関係については以下のとおりです。

「○」は併用が可能で「×」は併用不可とします。

サービス名	訪問型サービス B	通所型サービス B	訪問型サービス D
訪問介護	×	○	○
訪問入浴介護	○	○	○
訪問看護	○	○	○
訪問リハビリテーション	○	○	○
居宅療養管理指導	○	○	○
通所介護	○	○	○
通所リハビリテーション	○	○	○
短期入所生活介護	×	×	×
短期入所療養介護	×	×	×
特定施設入居者生活介護	×	×	×
福祉用具貸与	○	○	○
定期巡回・対応型訪問介護看護	○	○	○
夜間対応型訪問介護	○	○	○
地域密着型通所介護	○	○	○
認知症対応型通所介護	○	○	○
小規模多機能型居宅介護	×	○	○
認知症対応型共同生活介護	×	×	×
地域密着型特定施設入居者生活介護	×	×	×
地域密着型介護老人保健施設入居者生活介護	×	×	×
看護小規模多機能型居宅介護	×	○	○

指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は総合事業第 1 号訪問事業若しくは第 1 号通所事業によるサービス及びサービス B 等の併用関係については以下のとおりです。

「○」は併用が可能で「×」は併用不可とします。

サービス名	訪問型サービス B	通所型サービス B	訪問型サービス D
介護予防訪問入浴介護	○	○	○
介護予防訪問看護	○	○	○
介護予防訪問リハビリテーション	○	○	○
介護予防居宅療養管理指導	○	○	○
介護予防通所リハビリテーション	○	○	○
介護予防短期入所生活介護	×	×	×
介護予防短期入所療養介護	×	×	×
介護予防特施設入居者生活介護	×	×	×
介護予防福祉用具貸与	○	○	○
介護予防認知症対応型通所介護	○	○	○
介護予防小規模多機能型居宅介護	×	○	○
介護予防認知症対応型共同生活介護	×	×	×
訪問介護相当サービス	×	○	○
訪問型サービス A	×	○	○
訪問型サービス B		○	○
訪問型サービス D	○	○	
通所介護相当サービス	○	○	○
通所型サービス A	○	○	○
通所型サービス B	○		○